

北海道核燃料税の新設（更新）について

1. 北海道核燃料税新設（更新）の理由 [北海道協議書抜粋]

泊原子力発電所の立地に伴い、立地地域及びその周辺地域における防災対策、放射能監視、温排水影響調査、原子力発電に関する広報等の安全対策のほか、基幹産業である農漁業の振興等の生業安定対策、道路整備等の民生安定対策など、多額の財源需要があることから、本道では、それらの財政需要に対応するため、昭和63年9月から核燃料税を創設し、これまで5度の更新を行って参りましたが、平成25年に更新した現行の核燃料税条例の適用期間は平成30年8月31日までとなっています。

現在、原子力発電所の立地に伴う国の財源措置として、「電源三法交付金」制度や「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」による補助制度がありますが、これらの制度では充足できない多様な財政需要が引き続き存在していることから、核燃料税の課税期間を5年間延長することとしたものです。

2. 北海道核燃料税の概要

課税団体	北海道
税目名	核燃料税（法定外普通税）
課税客体	①価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 ②出力割：発電用原子炉を設置して行う発電事業
課税標準	①価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 ②出力割：発電用原子炉の熱出力
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	①価額割：核燃料価額の100分の8.5 ②出力割：37,750円／千kW／課税期間（3か月）
徴収方法	申告納付
収入見込額	（平年度）1,801百万円
非課税事項	—
徴税費用見込額	—
課税を行う期間	5年間（平成30年9月1日～平成35年8月31日）

3. 同意要件との関係

北海道核燃料税について、地方税法第261条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第261条 総務大臣は、第259条第1項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る道府県法定外普通税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

(1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

発電所に対する税としては、電源開発促進税（国税）があるが、今回更新を予定している北海道核燃料税の課税標準は「発電用原子炉に挿入された核燃料の価額」及び「発電用原子炉の熱出力」であり、一方、電源開発促進税は「販売電気の電力量」とされていることから、課税標準を異にしている。この他、形式的にも実質的にも国税又は他の地方税と課税標準を同じくするものは認められない。

（参考）北海道核燃料税と電源開発促進税との比較

項目	北海道核燃料税	電源開発促進税
納税義務者	発電用原子炉の設置者	一般送配電事業者
課税客体	①価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 ②出力割：発電用原子炉を設置して行う発電事業	販売電気
課税標準	①価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 ②出力割：発電用原子炉の熱出力	販売電気の電力量
税率	①価額割：核燃料価額の100分の8.5 ②出力割：37,750円／千kW／課税期間（3か月）	375円／千kWh

② 住民の負担

特定納税義務者である北海道電力は、年間売上高7,031億円（平成29年度決算ベース）の企業であり、本件条例による負担は約18億円／年（課税期間5か年平均）であり、著しく過重な負担となるとは言えないと考えられる。

また、仮に核燃料税が電力消費者に転嫁されたとしても、その電力料金に及ぼす影響は、標準家庭1世帯当たり16.1円／月と見込まれ、今回の更新によって、住民の負担が著しく過重となるとは言えないと考えられる。

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

(2) 「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。」

北海道核燃料税は、地方団体間の物の円滑な流通を阻害するような内国関税的なものとは言えず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適當でないこと。」

福島第一原子力発電所の事故以降、国においては、原子力発電について、より高い安全性を求める方向性を掲げているところである。北海道核燃料税は、北海道における安全対策事業等の財源となるものであり、原子力発電における国の政策の方向性と軌を一にするものである。

このことから、「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適當でないこと」には該当しないと考えられる。

以上により、今回更新を予定している北海道核燃料税については、地方税法第261条に規定する不同意要件に該当する事由がないと認められると判断する。